

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第20号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

第1条 地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>69万5,000円</u> (2) (略)	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>69万円</u> (2) (略)

第2条 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>65万円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>69万円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>69万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万5,000円</u>

附 則

- この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の地方公営企業管理者の給料に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年1月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の地方公営企業管理者の給料に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。